

# いわゆる「混合診療」の解禁

資料1

混合診療の解禁により「患者本位の医療」を実現すべきである。

保険の対象を超える診療行為の内容、料金、効果、リスク等に関して患者と医療サービス提供者の間で保有する情報に格差がなく、患者自らが自由で確定的な意思に基づいてそれを選択できる場合、保険診療に相当する部分に保険を適用し、それを超える部分のみ患者負担とすることを認めるべきである。

## 混合診療禁止の弊害

本来、保険対象となるべき診療費についてまで自己負担を強いることは、患者と医師との自由な契約による多様な診療の選択肢を否定し、患者の利益に反する。保険外診療費の実費分だけなら負担可能な患者の選択肢を狭めることは患者間に不公平感を生む。最新の診療手法を積極的に取り入れようとする医療機関の意欲を損ねる一方、保険適用の範囲内の診療行為しか行えない医療機関を保護することで医療の質の向上を目指す競争を阻害する。

## 混合診療の対象分野例

確立した医療行為でありながら保険の対象外のもの（予防的処置、制限以上の診療行為）  
新しい医療行為として専門医の間では効果が認知されているもの（新検査、薬、治療法）  
医学的効果は確立しているが、患者の価値観などの問題から、通常の医療行為としては行われていないもの（遺伝子診断・治療）  
医療行為に付帯するサービス（通訳、付き添い、外食等）

## 混合診療解禁にあたっての留意点

患者自らによる適切な選択に供するため、保険適用診療に加えて行い得る保険外診療の内容、料金、効果、リスク等について、患者および保険者に対する開示を義務づけるとともに、義務に違反した場合の事後措置を設けるべきである。

# 医療法人の経営方式の在り方について

医療法人経営の近代化により「患者本位の医療」を実現すべきである。

医療法人において出資額に応じた議決権を認めることにより、医療法人の経営に一定の規律を確立し、また、株式会社を含めた出資者に社員としての地位を認めることによって出資のインセンティブを付与すべきである。こうした方策を通じて、医療法人の経営を健全化し、スケールメリットを活かした効率化を推進するとともに、資金調達の円滑化による設備投資を促すべきである。

## 医療法人を取り巻く環境

医療法人の経営は非常に厳しく、患者に対し多様で良質な医療サービスを提供するために必要な病院施設や医療設備の更新、カルテの電子化などの情報化がなかなか進まない状況にある。

医療法人の資金調達手段は厳しく規制されているため、銀行借入に全面的に依存せざるを得ない状況にあり、医療法人が経営を近代化し規模を拡大する上で大きな制約となっている。

一定の規律に基づく経営方式が導入されれば、質の低い医療しか提供できない医療機関が淘汰され、質の高い医療機関に統合されることになる。その結果、競争が活発となり、医療の質の向上などにより、患者の選択肢が広がるなどの多くのメリットが期待できる。

## 具体的な方策

医療法人の社員の総会における議決権を、その出資額に応じた個数とする一般の商法上の法人と同じルールとする。

現行ルールでも株式会社は医療法人に出資可能であるが、社員となることはできないものとされているので、これを個人と同じ扱いとする。

医療法人による医療法人への出資を可能とし、社員としての地位を認める。